

犯人の処分が決まるまでの流れ

犯罪の発生・警察への届出

警察

捜査の開始

犯人の特定

～ 被害者の方にご協力いただくこと ～

- 事情聴取、被害届・供述調書の作成
- 証拠品提出
- 実況見分への立会い など

「20歳以上の者」又は
「14歳以上の少年」

「14歳未満の少年」

※ 14歳未満の少年は、法律上、罰することができないため、警察で調査を行います。

強制捜査（逮捕）

※ 釈放して任意捜査となる場合もあります。

任意捜査

調査

通告※1、送致※2又は警察における補導の措置※3

- ※1 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を通告します。
- ※2 凶悪な事件や家庭裁判所の審判に付することが適当と認めた事件は送致します。
- ※3 通告又は送致の必要性が認められない場合

身柄付送致

書類送致

～ 被害者の方にご協力いただくこと ～

- 検察官からの事情聴取、供述調書の作成 など

検察庁

児童相談所

送致

（凶悪な事件、保護処分が必要と判断した場合）

児童福祉法上の措置

- ・ 児童福祉司指導
- ・ 児童自立支援施設入所
- ・ 里親への委託 など

20歳以上の者

14歳以上の少年

※ 14～17歳の少年で法定刑が罰金以下の犯罪は警察から家庭裁判所へ直接送致されます。

不起訴

起訴

家庭裁判所

審判

審判不開始決定

不処分

保護観察

施設送致

（児童自立支援施設・児童養護施設）

少年院送致

検察官送致
（刑事処分）

保護処分

裁判所

※ 書面審査

略式命令

公判

判決

※ 検察官、被告人は判決について、不服がある場合、上級の裁判所に訴えることとなります。

※ 20歳以上の者と同じ手続きへ（原則起訴）

※ 凶悪な犯罪を犯した場合など20歳以上の者と同様の刑事処分が必要と認められた場合、事件を検察庁に送り返します。